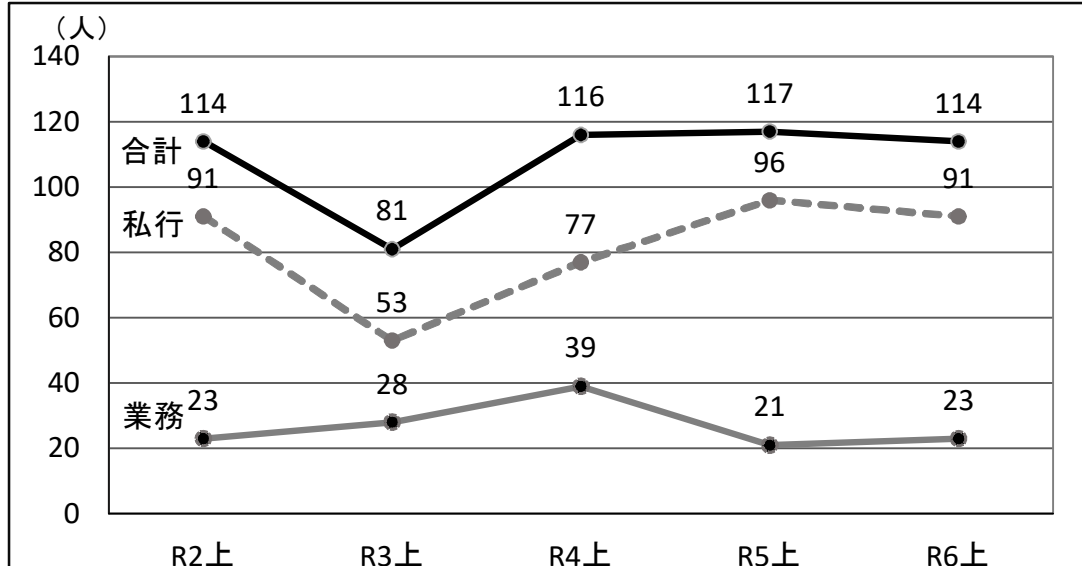


1 懲戒処分者数の推移（上半期）



2 事由・処分別

(単位：人)

区 分	免職	停職	減給	戒告	合計
職務放棄・懈怠等		1	3		4(+ 3)
被疑者事故等			1	2	3(+ 3)
情報管理・取扱不適切			1	1	2(+ 2)
職権濫用・収賄供応等	1	1	1		3(± 0)
犯人隠避等		1			1(± 0)
公文書偽造・毀棄、証拠隠滅等					0(- 2)
物品管理不適切等				1	1(+ 1)
その他の勤務規律違反等		3	4		7(- 2)
暴行・傷害等	1			1	2(- 3)
窃盗・詐欺・横領等	7	9	12	1	29(+ 4)
交通事故・違反	1	4	4	6	15(- 6)
異性関係	1	10	26		37(- 9)
その他の法令違反等	3	2	3	2	10(+ 6)
監督責任					0(± 0)
計	14 (- 4)	31 (+ 6)	55 (- 3)	14 (- 2)	114(- 3)

※ () 内は前年同期比を示す。

1 特別監察の実施結果について

(1) 監察実施期間

令和6年6月24日（月）から8月2日（金）までの間

(2) 対象所属

鹿児島県警察本部

(3) 監察実施項目

鹿児島県警察で発生した一連の非違事案の原因分析とそれを踏まえた再発防止対策

(4) 監察従事職員

長官官房首席監察官、人事課監察官、人事課課長補佐

(5) 実施内容

- 関係書類の確認
- 関係者からの聴取
- 再発防止対策の指導

(6) 実施結果

鹿児島県警察において、一連の非違事案の原因分析とそれを踏まえた再発防止対策が策定された。

(7) 今後の対応

警察庁において、鹿児島県警察が策定した再発防止対策の実施状況を随時フォローアップする。

2 本部長等に対する研修の拡充について

警察庁において、都道府県警察本部長による指揮統率の強化を図る。

公安委員会 説明資料No. 3	組織的窃盗・盗品流件事犯 対策の推進等について	令和6年8月1日 刑事生活安全局
--------------------	----------------------------	---------------------

1 組織的窃盗・盗品流件事犯の被害発生状況

○ 金属盗

金属類被害に係る窃盗事件のうち、太陽光発電施設における金属ケーブル窃盗の認知件数は、令和5年が5,361件、令和6年6月末時点で4,161件であり、発生は関東に集中。

○ 大量万引き

- ・ 衣料品店における大量万引きの認知件数は、令和5年が108件、令和6年6月末時点で59件であり、発生は大都市部に集中。

- ・ ドラッグストアにおける大量万引きの認知件数は、令和5年が1,119件、令和6年6月末時点で446件であり、発生は関東圏に多い。

○ 自動車盗

自動車盗の認知件数は、令和5年が5,762件、令和6年6月末時点で2,961件であり、発生は、関東、中部、近畿が中心。

2 今後の対策等

本年5月8日、長官官房審議官（刑事局・犯罪収益対策担当）を長とするワーキンググループを設置し、組織的窃盗・盗品流件事犯対策を匿名・流動型犯罪グループ対策の重要な柱と位置付け、今後の実施・検討項目を整理した。

- 警察庁においては、事業者団体を通じるなどして、被害者となる事業者に対し、より踏み込んだ防犯対策を働き掛けるとともに、盗品の流通防止等に関する法規制の在り方について検討。

- 都道府県警察においては、匿名・流動型犯罪グループに係る対策と連携しつつ、それぞれの実情に応じて、関係部門から成る部門横断的なプロジェクトチームを設置するなど必要な体制を構築し、捜査と抑止を含む総合的対策を一元的かつ強力に推進。

※ 本年7月29日付けで、各局長連名通達を発出し、都道府県警察に対し、必要な体制の確保、部門間の情報共有、捜査の在り方の見直し等の推進事項を示達。

公安委員会	大規模災害における警察活動	令和6年8月1日
説明資料No. 4	の高度化の推進について	警備局

第1 大規模災害における警察活動の高度化の推進状況

1 経緯

令和6年能登半島地震における災害警備活動、特に、情報収集、救出救助、捜査活動、交通対策、防犯対策、警察活動の維持等における諸課題を抽出した上で、今次対応を振り返り、もって大規模災害における警察活動の高度化を推進するもの。

2 推進状況

(1) 初動における情報収集・部隊展開

- 発災直後の迅速・的確な初動対処に関する通達発出
- 被災地進入策の強化に資する装備資機材の導入 等

(2) 救出救助・捜索活動

- 地元関係機関と連携した救助活動の実施に関する通達発出
- 偽・誤情報対策に係る体制整備
- 通信手段の冗長性確保と携帯電話不通下での円滑な捜索活動 等

(3) 捜査活動、交通対策・防犯対策・情報発信の各種活動

- 災害便乗犯罪に対する捜査体制の強化
- 被災地到達ルート解明に資する交通情報収集の強化
- 犯罪抑止対策を任務とする部隊の新設
- 災害警備活動に係る戦略的広報活動の強化 等

(4) 被災地警察の支援・警察庁の対処体制

- 災害警備活動に従事する職員の心身のケアの実施
- 警察庁総合対策室における事態対処の練度向上 等

第2 今後の取組

- 可能な限り本年夏までに関係規程を整備等するとともに、災害対策上有効と考えられる資機材等を予算要求に反映させる。
- 警察庁及び都道府県警察において実戦的訓練を不断に行い、災害対処能力の更なる高度化を図る。